

国別障害関連情報 ベトナム社会主義共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和 3 年 2 月
(2021 年 2 月)

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。
本調査の内容は 2020 年 11 月から 2021 年 2 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
ベトナム社会主義共和国
目次

1. 基礎指標	1
1－1. 基礎指標	1
1－2. 障害に関する指標	2
2. 障害関連政策	6
2－1. 障害関連行政制度	6
2－2. 障害関連法律の詳細	8
2－3. CRPD 批准による対応状況	12
2－4. 障害関連施策の状況	12
2－5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況	23
2－6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況	23
2－7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響	24
3. 障害関連団体の活動概況	27
3－1. 障害当事者団体の活動概要	27
3－2. 障害者支援団体の活動概要	28
4. 参考資料	29

図表目次

図 1 機能障害別の障害者数割合（18 歳以上）（2016）	3
図 2 障害者の年齢別割合（2016）	4
図 3 障害者の性別割合（18 歳以上）（2016）	4
図 4 障害者（18 歳以上）の居住地域（2016）	4
表 1 ベトナムの障害関連担当機関	6
表 2 教育レベル別総就学率（2016）（%）	15

略語表

ABC	Accessible Books Consortium	アクセシブル書籍連合体
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	国連女子差別撤廃条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DOLISA	Department of Labour, Invalids and Social Affairs	労働・傷病兵・社会局
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MOLISA	Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs	労働・戦争障害者・社会問題省
NCCD	National Coordinating Council on Disability	障害に関する国家調整協議会
NCD	National Council on Disability	国家障害委員会
NSO	National Statistic Office	ベトナム統計局
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

国民一人当たり GDP	2,715.27 米ドル	2019 年
-------------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	5.53 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	4.2 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.21 %	2016 年

人口

総人口	96,462,110 人	2019 年
男性人口比率	49.9 %	
女性人口比率	50.1 %	
都市人口比率	37 %	
農村人口比率	63 %	
平均余命（全体）	75 歳	2018 年
男性	71 歳	
女性	79 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	6 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	11 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	5 年	2020 年
義務教育年数	10 年	2019 年
成人識字率（全体）	95 %	2018 年
男性	96 %	
女性	94 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

就学率		
初等教育 ² （総就学率）		
全体	111 %	2018 年
男子	114 %	2019 年
女子	117 %	2019 年
中等教育 ³ （総就学率）		
全体	58 %	1998 年
男子	61 %	
女子	55 %	
高等教育 ⁴ （総就学率）		
全体	29 %	2016 年
男子	26 %	
女子	32 %	

雇用

失業率（全体）	2.0 %	2020 年
男性	2.1 %	
女性	2.0 %	

1－2．障害に関する指標

1－2－1．障害の定義

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」）では 2010 年に制定された障害者法で障害の定義が定められている。同法では障害者は「1 箇所または複数箇所の機能障害があり、それが異なる形の障害として現れ、仕事や日常生活、学習時に困難を生じているかもしれない人」と定義されている。また同法では、障害を運動、聴覚と言語、視覚、精神、知的、その他、の 6 種類の障害に分類している。

1－2－2．障害に関する統計整備状況

2019 年に実施された国勢調査では障害に関する項目があり、障害統計に関する国連ワシントングループ短縮質問紙セットが使用されている。但し本調査時点（2020 年 12 月）で調査結果の詳細は発表されていない。また 2016 年に実施された「障害者に関する全国調査」（以下、「障害者全国調査」）では、ワシントングループ短縮質問紙セットと拡張質問紙セッ

² 6 歳-11 歳

³ 12 歳-15 歳

⁴ 16 歳-18 歳

トの両方が使用されている⁵。同調査は標本調査であり、実際の障害者数（622 万 5,519 人）は同調査結果の人数（619 万 9,048 人）より多い。

1－2－3. その他統計

障害者数（全体） ⁶	6,225,519 人	全人口の 6.6 %	2016 年
2-17 歳	671,659 人		
18 歳以上	5,553,860 人		

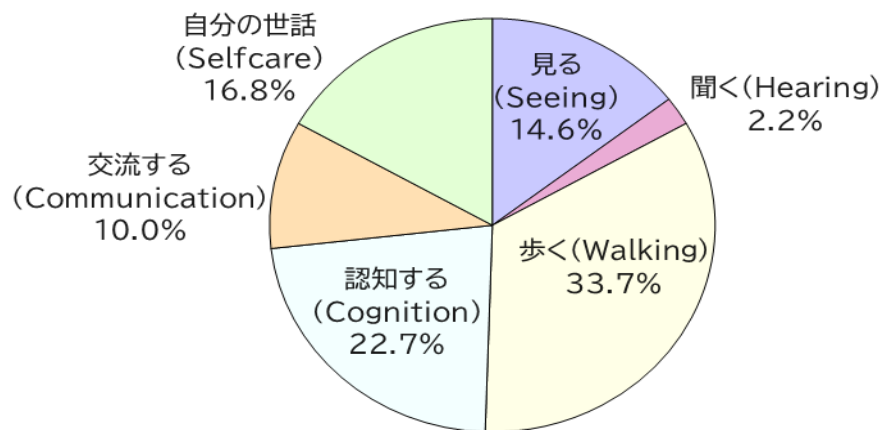
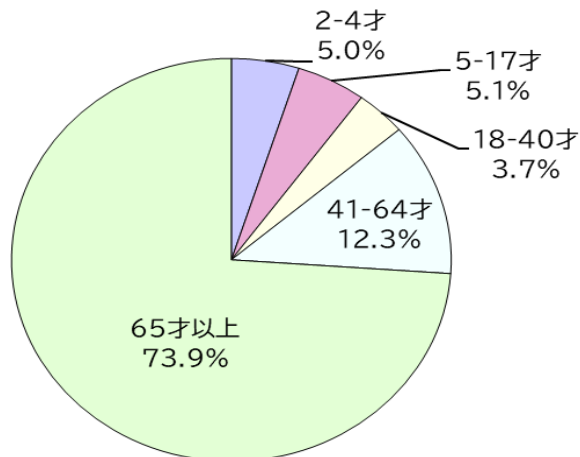


図 1 機能障害別の障害者数割合（18 歳以上）（2016）⁷

出所：ベトナム国統計局「障害者に関する全国調査 2016」を基に調査チームが作成



⁵ 次項のデータはすべて短縮質問紙セットの数値を使用している。

⁶ 障害者全国調査の結果（対象障害者数 6,199,048 人）に行政資料の数値を追加したものであり、図 1～図 4 とは母数が異なることに留意。（出所：ベトナム国統計局「障害者に関する全国調査」）

⁷ 複数の機能障害がある障害者もいることから、機能別障害者の合計は障害者全体の合計と一致しない。次頁の図 3 も同様。1 種類のみ機能障害がある障害者は全体の 5.72%、複数の機能障害がある障害者は全体の 2.74%であった。

（出所：ベトナム国統計局「障害者に関する全国調査」）

図 2 障害者の年齢別割合 (2016)

出所：ベトナム国統計局「障害者に関する全国調査 2016」を基に調査チームが作成

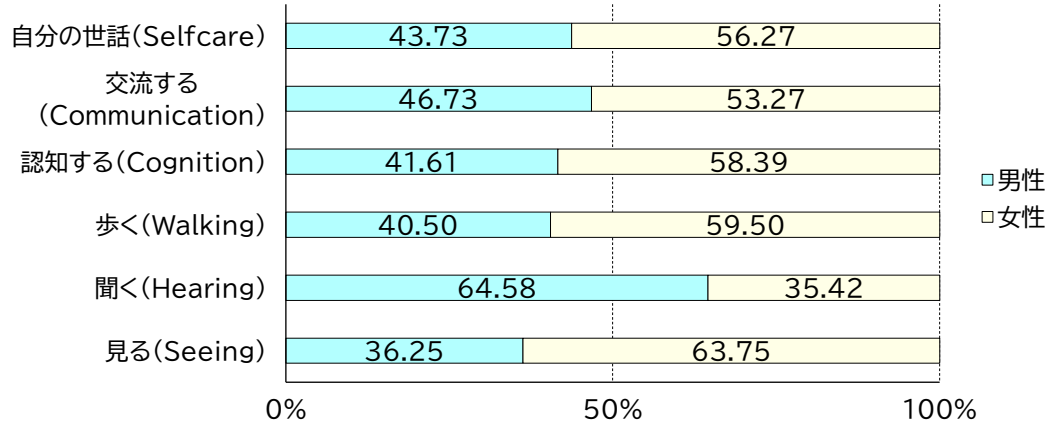


図 3 障害者の性別割合 (18 歳以上) (2016)

出所：ベトナム国統計局「障害者に関する全国調査 2016」を基に調査チームが作成

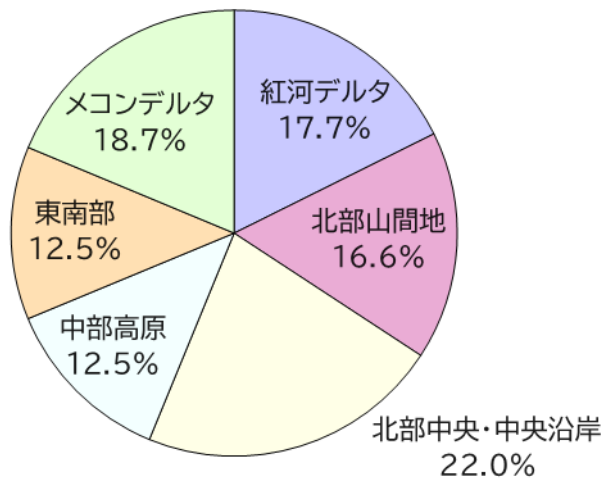


図 4 障害者 (18 歳以上) の居住地域⁸ (2016)

⁸ 各地域に含まれる市/省は以下のとおり。

紅河デルタ：ハノイ市、ハイフォン市、ヴィンフック省、タイビン省、ナムディン省、ニンビン省、ハイズオン省、バクニン省、ハナム省、フンイエン省

北部山間地：カオバン省、クアンニン省、タイグエン省、トゥエンクアン省、バクザン省、ハザン省、バックカン省、フート省、ランソン省

北部中央・中央沿岸：ダナン市、クアンチ省、クアンビン省、ゲアン省、タインホア省、トゥアティエン＝フエ省、ハティン省、カインホア省、クアンガイ省、クアンナム省、ビンディン省、フーイエン省、ニントゥアン省、ビントゥアン省

中部高原：ダクラク省、ダクノン省、ザライ省、コントム省、ラムドン省

東南部：ホーチミン市、タイニン省、ドンナイ省、バリア＝ブントウ省、ビンズオン省、ビンフック省

メコンデルタ：カントー市、バクリエウ省、カマウ省、ロンアン省、アンザン省、ドンタップ省、ティエンザン省、キエンザン省、ヴィンロン省、ベンチェ省、チャーヴィン省、ソクチャン省、ハウザン省

出所：ベトナム国統計局「障害者に関する全国調査 2016」を基に調査チームが作成

2019 年に実施された国勢調査の詳細はまだ公開されていないが、統計局のプレスリリース⁹によると、5 歳以上の障害者は 3.7%（全国平均）で、地域別では北部中央・中央沿岸地域が障害者の割合が最も高く（4.5%）、中央高原及び東南部が最も低かった（ともに 2.9%）。

⁹ National Statistic Office（NSO）（2019）”Press Release on the Result of the Population and Housing and Population Census 01/4/2019” <https://www.gso.gov.vn/en/events/2019/12/press-release-on-results-of-the-population-and-housing-census-01-4-2019/>（参照 2020-12-08）

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

障害者支援の国内調整を行うため、各省庁の代表者で構成される「障害に関する国家調整協議会（National Coordinating Council on Disability。以下、「NCCD」）」が2001年に設立された。その後国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）批准（2014年）を受けて、2015年にNCCDに代わってCRPDの実施を促進するための「国家障害委員会（National Council on Disability。以下、「NCD」）」が設立された。本委員会は首相の指揮や、関係省庁・政府機関・障害支援団体間の調整の支援を行うことを使命としている。労働・戦争障害者・社会問題省（Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs。以下、「MOLISA」）が議長を務めている。同委員会はMOLISAが議長を務め、12の関連省庁の副首相と6つの障害関連団体の代表者による18人で構成されている。

【中央政府行政】

ベトナムの障害関連担当機関は下表のとおり。

表1 ベトナムの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	労働・戦争障害者・社会問題省（MOLISA）	・ 障害者の社会的支援と貧困削減、雇用創出に関する法整備、戦略、政策、長期及び年間計画、事業策定に向けた調査実施 ・ 障害者支援に関する法規制の実施のための組織化、ガイドラインの提供、モニタリングの実施 ・ 障害者に関する情報収集とデータベースの構築 ・ 医療活動、整形外科、機能リハビリテーション実施のための調整 ・ 障害者支援に関する他省庁との調整、及び障害政策の実施支援 ・ 障害者の整形外科、リハビリテーション施設の運営管理 ・ 関連規制分野のコミュニケーション・教育活動への参加、情報収集や運動、モデル、障害者支援活動のベストプラクティスの評価などの活動の調整。 ・ 障害分野で活動する団体や非営利団体の管理 ・ 国際協力活動や研究活動の実施、ソーシャルワークや障害者分野の専門研修への参加 ・ 社会的支援、医療手術、整形外科、機能的リハビリテーションに関するデータの収集と定期的・付随的な報告書の作成 ・ CRPDの内容に関する意識啓発と普及 ・ 障害者に対する職業訓練と職業紹介の提供 ・ 障害者のためのケアと支援に関する能力強化

2	保健省	障害者の健康管理や医療リハビリテーション活動の実施
3	教育訓練省	障害者のための教育活動の実施
4	建設省	障害者による建築環境へのアクセスと利用の促進
5	運輸省	障害者の交通機関へのアクセス及び活用の促進
6	外務省	国連との連絡窓口として a) CRPD 実施を担当する主導機関、関連機関の責任、ベトナムにおける CRPD 実施の進捗状況について、情報提供 b) 障害者支援政策を管理・実施するための訓練と能力強化における国連の支援を最大限に活用するための国際協力の促進
7	計画投資省	障害者支援に関するプログラムやプロジェクトのための政府開発援助の動員のため、関係省庁の指揮
8	農業・地方開発省	防災・減災活動や障害者の生活支援の実施において、MOLISA との調整
9	情報通信省	テレコミュニケーションのアクセスや使用及び情報通信技術（Information and Communication Technology。以下、「ICT」）の応用における活動の実施
10	法務省	障害者のための法的支援活動の実施
11	文化・スポーツ・観光省	文化、スポーツ、観光における障害者支援の実施

出所：CRPD 政府報告及び MOLISA ウェブサイトを基に調査チームが作成

国内調整委員会設置状況

委員会名称	国家障害委員会（NCD）
委員会メンバー	MOLISA、国務省、財務省、計画投資省、法務省、保健省、教育訓練省、文化・スポーツ・観光省、建設省、運輸省、情報技術省、科学技術省、ベトナム祖国戦線中央委員会、ベトナム障害者連合、ベトナム女性ユニオン、ベトナム障害児・孤児支援協会、ベトナム視覚障害者協会、ベトナム枯葉剤被害者協会、スポーツ運動トレーニング委員会
役割と実施状況	【役割】 首相を補佐し、以下のような障害者支援活動における関係省庁、政府機関、地方自治体への指示や調整を行う。 1. 障害者支援活動に関連した 5 カ年計画及び年間計画、ミッション及び解決策の策定 2. 障害者支援のためのプログラム、プロジェクト、計画の設計において、関係省庁や地方自治体の指導・調整 3. 障害者支援活動における国際協力

	4. CRPD 及びアジア太平洋障害者の 10 年の提言の実施推進 5. 障害者法や障害者関連施策の実施の推進、監視、評価。年次レビューの実施、障害者支援活動に関する年次報告書を作成・提出 6. その他、首相及び関係機関の要請に応じた任務の遂行 【実施状況】 ベトナムの政策と CRPD を効果的に実現するために、2016 年～2020 年に障害者が地域社会への参加を支援する目標を設定した。また、各省庁が職業訓練と雇用政策を修正・補完し、障害者のための医療とリハビリテーション・サービスの質を向上させ、建物と公共交通機関へのより良いアクセスを確保しながら、関連政策を効果的に実施するための技術的な進歩を採用することを提案した。
--	---

【地方政府行政】

上述のとおり、中央政府においては、MOLISA が社会保障全般を管轄しており、省／市及び県では労働・傷病兵・社会局（Department of Labour, Invalids and Social Affairs: DOLISA）が省／市及び県の行政組織である人民委員会との連携の基に政策を実施している。省レベル以下の組織は予算上、一部の国家プログラムを除いて中央の省庁との直接的な繋がりはなく、省人民委員会に属する組織として省人民委員会を通じて予算配分され、業務を執行している¹⁰。省、県、コミューンレベルの人民委員会がすべての障害関連政策を最も直接的に実施している¹¹。

2-2. 障害関連法律の詳細

ベトナム政府は 2010 年に障害者法を公表した。同法では社会参加、自立した生活、他者と同等の権利の享受における障害者の権利を認めている。同法はまた、政府・家族・社会が障害者の権利を保障・保護するための責任を規定している。詳細は以下のとおり。

法律名	障害者法（The Law on Persons with Disabilities）
施行年	2010 年
概要	ベトナムにおける障害者関連の基本的な法律として、障害者に対する家族、国家、社会の責任及び、障害者の権利と義務を明確にしている。同法の主な内容は以下の 10 点である。 （1）一般条項、（2）障害の認定（certification）、（3）障害者の医療、（4）障害者の教育、（5）障害者の職業訓練と雇用、（6）障害者の文化・体育・スポーツ活動・娯楽・観光、（7）障害者の住居・公共施設・公共交通・情報技術・コミュニケーション、（8）障害者の社会保障、（9）障害者関

¹⁰ JICA（2014）「ベトナム国社会保障分野情報収集・確認調査ファイナルレポート」

¹¹ ILO（2013）*Inclusion of People with Disabilities in Viet Nam*

	連における国家の責任、(10) 執行規定
--	----------------------

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある¹²。

法律名	労働法 (Labour Code)
施行年	1994 年制定、2012 年改訂
障害に関する言及	労働法では、障害を理由とした差別を厳しく禁止している。雇用者は、同じ価値の業務を行う従業員に対して、同額の給与の支払いを確保しなければならない。また同法では、雇用者は障害のある従業員に適した労働条件、作業用具、労働安全、労働衛生を保証し、定期的に健康管理を行わなければならないと規定されている。雇用者は、障害のある従業員の権利と利益に関する問題について、障害のある従業員と協議しなければならない。さらに障害者従業員の権利を保護するために、同法では障害者を雇用する際の禁止行為も規制している。

法律名	雇用法 (Employment Law)
施行年	2013 年
障害に関する言及	障害者の雇用者は、当該障害者に適合する仕事を配置し、労働条件を設定し、労働環境を整備することを定めている。従業員中の障害者の比率が30%以上の企業は、障害者を対象に労働条件や労働環境を改善する際に、障害者の比率、障害の程度及び事業体の規模に応じて、助成や低利息での融資、優先的な土地の貸し付け、事業所得税の減免等を受けることが可能である。

法律名	職業教育法 (Vocational Education Law)
施行年	2014 年
障害に関する言及	2006年の職業訓練法から改正。障害者のための職業教育機関を設置する組織や個人は、設備インフラ工事や機材導入に対して国から財政的な援助が受けられる。研修施設、機材、学習教材、指導要領や期間に関しては障害者を考慮した設定にする必要がある。設備は、建設法で定められた規格や技術的な規制を満たし、障害者を訓練する教員は障害者を教えるためのスキルや資格が必要である。障害者を教える教員には給与とは別に、奨励金が出る。

¹² JICA・株式会社テレスソフト (2019)「ベトナム国 障害者のエンパワメント向上を目的としたICT 教育センターの普及・実証事業業務完了報告書」

その他の障害者関連の通達（Circular）は以下のとおり。

2009年 障害者のICT アクセスを支援する基準と技術に関する通達

2012年 障害程度の特定に関する合同通達

障害者の公共交通機関利用支援に関する通達

2013年 障害者教育政策に関する合同通達

2014年 交通機関の障害者アクセシビリティに関する通達

建物のバリアフリーアクセスに関する通達

2015年 障害者支援に繋がる生産技術に関する合同通達

障害者政策

ベトナム政府が障害支援政策を実施するための主要な国家計画は以下のとおり。

政策名	障害者支援の国家行動計画2012-2020（the National Action Plan to support persons with disabilities for 2012–2020）
施行年	2012 年
概要	本計画では、意識啓発やリハビリテーション・サービス、早期発見や早期介入、障害のある子どもへの教育等を主要なコンポーネントとして位置付けている。また障害者の公共施設や公共交通、ICT へのアクセスを支援するための目標、具体的な活動を定めている。監督官庁は MOLISA。

政策名	リハビリテーションに関する国家行動計画 2014-2020（the National Action Plan on Rehabilitation for 2014–2020）
施行年	2014 年
概要	国家のリハビリテーションネットワークを強化し、リハビリテーション・サービスの質を向上させ、障害予防、早期発見・早期介入を促進し、国民の生活の質を向上させることを目的としている。同計画では、リハビリテーション政策、地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）の実施、リハビリテーションネットワークの開発、スタッフの訓練、リハビリテーション施設に焦点を当て、リハビリテーション活動を促進するための目的、目標、解決策を定めている。同計画に従い、各省は省のリハビリテーション開発計画を策定し、実施している。監督官庁は保健省。

政策名	CRPD 実施のための国家計画 (the National Plan for implementation of the CRPD)
施行年	2016 年
概要	本計画は、ヘルスケアやリハビリテーション、教育、職業訓練・雇用、生活支援、公共施設・公共交通・ICT) や司法へのアクセシビリティにおける障害者の権利を促進・保証するための包括的な計画となっている。同計画では、さらにベトナム政府が CRPD の義務を遵守するための関連省庁・機関の責任を定めている。監督官庁は MOLISA。

政策名	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実施に向けた国家行動計画 (National Action Plan for the Implementation of the 2030 Sustainable Development Agenda)
施行年	2017 年
障害に関する言及	本計画では持続可能な開発目標達成のためのタスクが定められており、障害関連のタスクは以下のとおり。 目標 1 (貧困) - 持続可能な貧困削減に関する国家目標プログラムを 2016 年から 2020 年までの期間に効果的に継続して実施する。脆弱なグループ、少数民族、障害者、女性と子どものための持続可能な貧困削減に特に焦点を当て、本プログラムのために設定された目標を確実に達成する。 目標 4 (教育) - 障害のある子どもたちへのインクルーシブ教育、特別支援教育を行う。 - 子ども、障害、ジェンダーに配慮した教育インフラの基準・基準を見直し、改善し、国連の基準に合致したシステムを開発する。 - 社会福祉受給者、貧困者、社会的弱者、障害者がニーズに応じて職業教育サービスを利用できる条件が整うよう、これらのグループの支援政策の実施に向けて、より一層の努力を行う。 - 社会福祉の受益者、貧困層に職業教育を拡大し、障害者の訓練に注力する。 - 新たに建設される教育施設は、障害のある子どもを含めた子どもに優しい施設として整備するとともに、現在運営されている教育施設を改修し、必要な基準を満たすように整備する。 目標 6 (水と衛生) - 障害者、女性、子どもを支援する公共の衛生環境を改善する。

	目標 11（まちづくり） ・可能な限り、バスが利用できない地域でのフィーダー輸送サービスを開発する。交通の質と安全を向上させる。障害者や高齢者、女性や子どもが利用しやすいように公共交通機関のサービス条件を改善する。 ・障害者や高齢者、女性や子どもが直面する問題やニーズに留意し、交通システムの開発に投資する ・障害者や子どものための公共交通機関の運賃やサービス料の免除、削減に関する政策を実施する。 ・障害者のために駅、停留所、ターミナル、トイレ、公共交通機関へのアクセス経路の改善、修繕、整備を加速する。 ・障害者・高齢者・女性と子どもが利用しやすい公共交通手段の模範的なラインを評価し、拡大する。 関係省庁の主導・調整は計画投資省が担当する。
--	---

その他の障害関連の国家計画としては、「孤児、捨て子、HIV/エイズとともに生きる子ども、毒性化学物質の被害者である子ども、深刻な障害のある子どもと被災した子どもを支援するための国家計画 2013-2020」などがある。

また、2020 年 8 月には「障害者支援プログラム 2021-2030」¹³が承認された。医療、教育、雇用・生活支援、防災、建築物・交通機関・情報通信技術へのアクセス、障害のある女性への支援などの項目別に実施すべき活動と、目標年（2025 年及び 2030 年）までの数値目標が記載されている。例えば、2026 年-2030 年の間に、約 90%の障害者が医療サービスへアクセスできるようになり、90%の障害のある子どもが教育にアクセスできるようになること等を目標として掲げている。

2-3. CRPD 批准による対応状況

ベトナム政府は CRPD に関する政府報告書（以下、「政府報告」）を 2018 年 4 月 4 日に障害者権利委員会に提出し受理されている。2020 年 12 月時点で選択議定書には署名していない。また、権利委員会からは 2020 年 12 月時点で質問事項や総括所見は公表されておらず、市民団体からのパラレルレポートも提出されていない。

2-4. 障害関連施策の状況¹⁴

① リハビリテーションを含む医療サービス

ベトナムの憲法（2013 年版）では、すべての人が保健医療と保護を受ける権利を有し、保健医療サービスへ平等にアクセスし、疾病予防、診察、治療における規制を遵守する義務を有することを定めている。またベトナム政府は、健康状態を改善し、それによって日常生活の活動や障害者の就労能力を向上させるためのリハビリテーションの重要性を認識して

¹³ <http://english.molisa.gov.vn/Pages/News/Detail.aspx?tintucID=222957>（参照 2020-12-08）

¹⁴ 特に記載のない限り、政府報告に基づき記載。

いる。

障害者法（2010）は、障害者が居住地でのプライマリ・ヘルスケア、健康診断、治療を他の人と対等に受ける権利を規定しており、健康保険法で定められた健康保険に加入する権利を有することを規定している。中・重度の障害者、障害児、障害のある高齢者や妊婦は、診察・治療において優遇されている。また同法では、医療機関は、早期発見・障害予防のためのカウンセリングや新生児の先天的な障害の認定を行い、適切な治療やリハビリテーションを提供することが規定されている。

さらに診察及び治療に関する法（2009）では、障害者を含むすべての国民が、患者の状態に適した質の高い診察及び治療を受ける権利を規定している。同法は、障害者を含むベトナムの一般的な患者が、診察・治療を選択する権利、診察・治療に関する生物医学研究への参加を承認または拒否する権利、診察・治療において名誉が尊重され、健康が保護される権利を有することを規定している。診察及び治療の分野における違反は、行政処分の対象となる。

法律で定められた健康保険の利用において、障害者と非障害者との間に差別はない。中・重度の障害者は健康保険証が無料で提供されるなど、障害者は優遇政策を受けることができる。また、中・重度の障害者または軽度の障害者で社会保障の受給者である者が国の定める適正な行政レベルで診察・治療を受けた場合には、診察・治療費の100%の償還を受けることができる。

障害者全国調査（2016）の結果によると、健康保険の支援を受けている障害者は49.43%、診察料の減額・免除を受けている障害者は33.06%、それ以外の支援を受けている障害者は10.07%となっている。

ベトナムは、中央レベルから地方レベルまでのリハビリテーション・サービス提供システムを確立している。中央レベルでは、中央リハビリテーション病院1箇所、バクマイ病院のリハビリテーションセンター、及びすべての中央総合病院にリハビリテーション部門がある。州レベルでは、州保健省が管理する38の病院／リハビリテーションセンター、他の省庁が管理する23の病院／リハビリテーションセンター、州の総合病院の90%のリハビリテーション部門、州の専門病院の50%のリハビリテーション部門が含まれる。地方レベルでは、地方病院の75%がリハビリテーション部門を有している。コミューンレベルでは、1万1,000のコミューンのうち1万のコミューンにリハビリテーションを担当するスタッフがおり、そのうち約50%がリハビリテーションとCBRに関する研修を受けている。さらに、国内の1万668のコミューンにはコミューン保健所があり、そのうち65%が医師を配置している。

ベトナム政府は、障害者によるリハビリテーション・サービスへのアクセスを改善するための措置を実施している。2016年に保健省は、リハビリテーション・サービスの健康保険適用範囲を拡大する（33件から248件）通達を発行した。

2017年時点で、ベトナムには34箇所のリハビリテーションセンターがあり、障害のある子どもや毒性化学物質の被害を受けた子どもたちのためにリハビリテーションを行ってい

る。24 の省と市の 143 のコミューンに住む 3,000 人以上の障害児が、コミューン間のリハビリテーションセンターネットワークにおけるリハビリテーション専門家と協力者の支援のもと、リハビリテーション治療を受けている。

② 教育

児童法（2016 年版）では、障害の有無にかかわらず、子どもが総合的に、その可能性を最大限に発揮して発達するために、教育と訓練を受ける権利を有することが規定されている。障害のある子どもたちは、同法第 35 条（リハビリテーション、能力開発、社会的包摂のための支援、ケア、特別支援教育を受ける権利）で規定されているように、子どもの権利と障害者の権利を十分に享受している。またベトナム政府は、子どもが適切な情報やコミュニケーション手段を通じて情報にアクセスし、意見や願望を表明し、学習し、知識を交換する権利を保障している（同法第 46 条）。保護者、教員、養育者は、子どもが学習する権利を行使し、法律を遵守して一般教育課程を修了することを保証し、子どもがより高い学年で学校に通うための条件を整える責任がある（同法第 99 条）。

ベトナムでは、障害のある子どもを支援するための教育的アプローチとして、インクルーシブ教育と特別支援教育があり、インクルーシブ教育は主要な教育的アプローチである。特別支援学校または一般教育施設の特別支援学級で特別支援教育を受ける障害者は、教育訓練省が定めた障害の種類ごとの特別支援教育カリキュラムに従わなければならない。障害者が一般教育の要件を満たすことができない場合には、教育施設の長は、一部の教科または学習活動の変更、免除、縮小または代替を決定しなければならない。これらは個別教育計画に反映されている。特別支援学校に対しては、国が支援を行っている。視覚障害のある児童・生徒が在籍する学校には、絵画、写真、点字図書、視聴覚教材、そろばんなどの教材が提供されている。

ベトナムは、20 の省と市にインクルーシブ教育開発支援センター（後述）のシステムを構築し、107 箇所に特別支援学校と 12 箇所に障害児教育センターを設置している。ベトナムは、一般教育制度のすべてのレベルでインクルーシブ教育を実施している。教育機関に登録されている障害児の数は、過去 20 年間で 10 倍に増加し、2015-2016 年度の在籍障害児数は、保育園に 1,043 人、幼稚園に 7,333 人、初等教育学校に 6 万 659 人、中等教育学校に 1 万 6,679 人、高等教育学校に 2,658 人、また多くの障害児が大学に進学している。

教育省は、障害のある子どもたちに早期介入とライフスキル教育を提供し、一般教育を受ける準備をするためのインクルーシブ教育開発支援センターをすべての省に少なくとも一箇所設置するように奨励しているが、未だ 20 省にしか設置されておらず、首都ハノイにさえ公的な施設は設置されていない。政府は通達を出して同センターの設置を促し、障害のある子どもの包摂を促進・啓蒙するために特別支援学校を同センターに改修しつつあるが、全国レベルで広がっていない。既存のセンターは概ね私的または教員養成校に設置され

た小さなセンターで、十分な広報もなされていない¹⁵。

障害者全国調査（2016）の結果によると、障害者と非障害者の総就学率は下表のとおりで障害者の方が全体的に低くなっている。また、中等レベルまでは障害のある女子の総就学率は障害のある男子に比べて高いものの、高等からは男子の方が高くなっている。

表 2 教育レベル別総就学率（2016）（％）

	初等		中等		高等	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
全国	100.41	100.51	93.12	94.47	71.88	78.50
障害者	88.10	88.83	68.47	80.50	46.24	30.40
非障害者	100.86	100.84	93.77	94.90	72.41	79.27

出所：障害者全国調査（2016）を基に調査チームが作成

国連児童機関（United Nations Children’s Fund。以下、「UNICEF」）と統計局の調査¹⁶では、障害のある子どもの 0.5％が特別支援学級で学んでおり、ほぼ 1.0％が特別支援学校に通学している。多面的に貧しい（multidimensionally poor）世帯の障害児（5-14 歳）の就学機会は、障害のない子どもよりも約 21％低い。障害のある児童・生徒を教えるための訓練を受けた教師は 7 人に 1 人しかいない。障害者に適した施設・設備のある学校は全体の 2.9％に過ぎず、9.9％が障害者のニーズを満たすように設計された衛生設備を有している。学校に通う 5-24 歳の障害者の 55.5％が授業料の減免を受けている。

ベトナム政府は、障害のある子どもたちの教育を促進するための法的枠組みを整備し、対策を講じてきたが、これらの子どもを対象とした教育の実施は依然として困難な状況にある。教育機関に登録されている子どもたちの大半は軽度の障害がある子どもたちであるが、農村部や遠隔地に住む中・重度の障害のある子どもたちの中には、教育機会へのアクセスが困難な子どもも少なくない。障害のある子どもたちへの教育に利用できる教員の数やインフラはまだ限定的である。

③ ジェンダーと障害

ベトナムの憲法（2013 年版）第 26 条は、「男性と女性の国民は、あらゆる面で平等である。政府は、男女の平等な権利と機会を保障するための政策を有する」と規定している。この原則の下、障害のある男性と障害のある女性は、社会生活のあらゆる面で平等であり、性別による差別を受けてはならないとされている。また、この原則の下では、障害のある女性は、障害のない女性と対等であり、障害を理由に差別されてはならないとされている。

ベトナムは、1979 年に国連女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms

¹⁵ Hang M. Le (2013) *Opening the Gates for Children with Disabilities: An Introduction to Inclusive Education in Vietnam*

¹⁶ UNICEF, NSO (2018) *Children with Disabilities in Vietnam*

of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」)の批准国となった。2010年に施行された男女平等法では、障害のある男女を含む一般的な男女平等を確保するための CEDAW の原則と措置を採用している。男女平等を促進するための措置や母親の保護・支援施策は、性別に基づく差別とはみなされない。

児童法は、障害のある児童を含む少年少女間、障害のある少女と障害のない少女との間の無差別原則も認めている。

ベトナムは、女性の男性に対する平等な権利を促進するために、一般的な女性、特に障害のある女性を支援するための多くのプログラムを実施してきた。MOLISA には男女共同参画局という男女共同参画に関する専門機関があり、女性の地位向上のための全国委員会、ベトナム女性ユニオン及び男女共同参画に関する多くのプログラムなど、男女共同参画を促進するための多くの社会政治組織が設置されている。さらにベトナムは、障害のある女性を含む暴力の被害者である女性を支援するために、ソーシャルワークセンター、あらゆるレベルの女性ユニオン、地域社会の和解チームなど、多くの社会政治組織や社会組織を結成している。

一方で、国連女性機関 (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women : UNWOMEN) が 2019 年に公表した報告書¹⁷によると、障害のある女性の 10 人に 4 人はさまざまな形で性暴力を経験したことがあり、障害のある女性の約 2.3%が、障害のある男性との結婚や同居を余儀なくされている。強制的に結婚させられる障害者の割合は、聴覚障害や言語障害のある人が多い。また虐待を受けた女性や障害のある少女の 3 分の 2 まだが、当局からの支援を受けることができないでいる。

④ 訓練・雇用、就労支援

ベトナムの労働及び雇用に関する法律では、セクター間の区別がない。すべての障害者は、基本的なサービスや社会的保護を平等に受けることができる。非公式セクターに関わる障害者に関するデータベースはまだ開発されていない。

労働法 (2012 年改訂版) は、強制労働の行為を厳しく禁止している。強制労働の行為を行った雇用主は、その行為の重大性に応じて、行政制裁または刑事制裁の対象となる。

2012 年から 2015 年にかけて、障害者への職業訓練施設数と職業訓練に携わる教員数が大幅に増加した。同期間中、12 万人の障害者が職業訓練や雇用創出プログラムの恩恵を受けた。2016 年末までに約 1.7 万人の障害者がこのプログラムの恩恵を受け、6 年以内 (2011-2015) に雇用や職業訓練で支援された障害者の総数は 14 万人となった。

雇用と職業訓練に関する国家目標プログラムでは、2014 年から 2015 年にかけて国家雇用基金を通じて障害者への就労支援のための資金が提供された。視覚障害者協会を通じて、毎年、視覚障害者やその他の障害者、その家族を含む約 6,700 人に低利融資を利用する就労支

¹⁷ UNWOMEN, GBVNET (2019) *Independent Report: 25-Year Implementation of Beijing Declaration and Platform for Action in Viet Nam, Focusing on Gender-Based Violence from Perspectives of Civil Society Organizations*

援を行った。

ベトナムの雇用サービスセンターの中には、障害者向けに特別に就職説明会を開催したところもある。2015-2016年には、ベトナムの雇用サービスセンターは560万人に仕事のカウンセリングと紹介を行い、170万人の就労を支援したが、その多くは障害者である。

2016年時点でベトナム人障害者の60%以上が生産年齢(15-60歳)であり、そのうち30%が就労可能であり、75%が経済活動に従事している。経済活動の70%以上は農業、約80%の経済活動は自営業や家業、約15%は雇用労働者である。障害者のうち、職業訓練を受けたことがある人は10%未満と推定されている。120万人以上の生産年齢で就労能力のある障害者が、職業訓練の支援を必要としている。

2018年までに多くの省が障害者雇用基金を設立し、障害者の雇用を支援・創出するために、障害者雇用基金からの資金を配分してきた。2017年時点で、1.5万人以上の障害者が障害者の所有する400以上の企業で働いており、1.6万人以上の障害者が企業、家庭、自営業で働いている。

職業訓練・雇用創出支援を受けている障害者のうち、約41%が職業訓練カウンセリング、職業相談、職業紹介を受け、約18%が職業訓練費用の減免を受け、20%が職業訓練支援(食事代、交通費、宿泊費)を受け、21.4%が国民雇用基金、貧困家計貸付プログラム、その他障害者の組織や障害者のための組織が資金提供するプログラムから雇用創出のための優遇融資を受けている。一般的に、職業訓練及び就労支援活動は、農村部(障害者の16.9%)よりも都市部(27%)の障害者の割合が高い。「職業教育・雇用と労働安全に関する目標プログラム2016-2020」の「労働市場と雇用開発」のコンポーネントには、障害者の雇用創出を支援する活動がある¹⁸。

政府は、障害のある従業員を雇用する事業主に対して、国民雇用基金から優遇融資を行う方針を採用している。2017年時点で、国民雇用基金は、多数の障害者を雇用する中小企業、協同組合、協同組合グループ、家計事業者に対して、融資額と金利の両面で優遇融資を行っている。

政府は毎年、国家予算の一部を、職業リハビリテーション、職業訓練、自営業の障害者への低利融資を支援するために配分している。障害者の職業訓練を支援するための政策としては、食事手当や旅費の支給、対象プログラムの受益者の農村部と都市部の両方の障害者への拡大などがある。

ベトナムの職業訓練施設のネットワークは、民間部門の参加が増えたことで、数、規模、質の面で拡大している。2017年時点までに、国内に55箇所の専門職業訓練センター、200箇所の障害者職業訓練センター、障害者が所有する400以上の企業を含む、256箇所以上の障害者職業訓練施設がある。

障害者グループのようないくつかの特定のグループにおける女性の労働力への参加率は、

¹⁸ プログラム目標は7,500人の障害者に職業紹介を提供すること

一般的な労働力への参加率よりもさらに低い。障害のある女性の労働力参加率は、一般的な女性の労働力参加率よりも約 10%低く、労働力参加における男女の差は 7%となっている¹⁹。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

障害者は社会保障の対象グループの一つである。国は、中・重度障害者に対して、毎月の社会手当の支給と健康保険証の無料交付を行っている。中・重度の障害のある高齢者や子どもは、同じ障害レベルの他の障害者よりも高額な手当を受けることができる。また、中・重度の障害者の世帯、妊娠中の中・重度の障害者、生後 36 ヶ月未満の子の養育者には、月々の介助手当が支給される。

一般労働者の平均月収（2016）は 549.3 万ベトナム・ドン²⁰（以下、「ドン」）である²¹。障害者全国調査（2016）では、障害者の 40.33%が毎月の社会手当を受け取っている。毎月の手当の額は、障害者の場合、全国的な平均受給額は 54.6 万ドンだが、非障害者は 71.2 万ドンとなっている。障害者の受給額は属性によって異なり、男性（66.9 万ドン）は女性（46.7 万ドン）よりも有意に高い恩恵を受けることができる。また最も貧しい層ほど受給額は低く（46.1 万ドン）、最も裕福な層が受給額も最も高い（66.9 万ドン）。民族ではその他の民族（45.1 万ドン）と比べてキン族と中国系が最も高い（55.7 万ドン）。都市と地方における受給額の大きな差は見られなかった。毎月の社会手当以外の補助金については、障害者の 24.02%がその他の補助金を受け取っており、非障害者は 10.06%となっている。

一般雇用されている障害者は、男性は 60 歳、女性は 55 歳で社会保険に 20 年以上加入していると、年金を受給できるようになる。就労能力が 61%以上低下した障害者は、男性 50 歳、女性 45 歳で社会保険に 20 年以上加入している場合に年金を受けることができる。

ベトナムは、持続可能な貧困削減のための国家目標プログラム及び新たな農村開発のための国家目標プログラムを実施している。これらのプログラムはすべての地域で実施されており、貧困世帯に住む障害者はこれらのプログラムの受益者である。

住宅に関する法律では、障害者による国有住宅の賃貸・購入の免除・減額を規制し、社会住宅政策の優先受益者として障害者を特定している。この政策に基づき、中央・地方レベルの社会住宅整備事業の下では、障害者が優先的に社会住宅を購入・賃貸することになっている。介助者がいない重度障害者や地域で生活することが困難な人は、社会的養護施設に入所して介助を受けることができる。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

¹⁹ ベトナム政府（2014）*National Review of 20-Year Implementation of the Beijing Platform for Action (BPFA) in VietNam and the Outcomes of the 23rd Special Session of the General Assembly*

²⁰ 1 ベトナム・ドン=0.0045 円（2020 年 12 月 JICA レート）

²¹ <https://ilostat.ilo.org/data/>（参照 2020-12-16）

障害者法では、「アクセシビリティ」を「障害者が社会生活に完全に溶け込むために、公共事業、公共交通機関、情報技術、文化、スポーツ、観光その他のサービスへの平等なアクセスと利用を確保すること」と定義している。ベトナムは、障害者のアクセシビリティを確保するための法的枠組みを整備してきた。2010 年の障害者法では、障害者は公共建築、公共交通機関、情報技術、文化的サービス、スポーツ、観光、その他のサービスにおいて、障害の種類と程度に応じて適切なアクセシビリティを確保する権利を有するとしている。医療施設、教育施設、文化施設、体育施設、スポーツ施設、観光施設は、障害者のアクセシビリティを確保するために、そのインフラを改修する責任を負う。建設業法や道路交通法などの関連法では、障害者のアクセシビリティを建設や道路交通に関する活動実施上の基本的な要件の一つとして捉えている。また、情報アクセス法（2016）では、障害者や国境、島嶼部、山間部、社会経済的に困難な地域に住む人が情報にアクセスできるよう、有利な条件を提供することが定められている。

建設省の統計によると、2017 年時点で医療施設の 22.6%、教育施設の 20.8%、ギャラリーや展示センターの 13.2%、コンベンションセンターやオフィスの 11.3%、スーパーマーケットの 5.7%、スタジアム、郵便局、鉄道駅、国境ゲートの 3.8%、老人ホーム、退職者クラブの 7.5%、銀行の 2%が障害者のためのアクセシビリティの要件を満たしている。

ベトナムは公共交通機関に参加する障害者のために、以下のような優遇政策を採用した。

- ・ 切符の購入
- ・ 座席の手配の優先
- ・ 交通費またはサービス料の減免
- ・ 障害のある乗客の乗降を支援するための支援装置またはスタッフの提供

2016 年には公共交通機関を利用した 2 千万人以上の障害者に対して、交通費・サービス料の減免（25-100%）が継続して提供された。鉄道輸送を利用している障害者は 6,293 人で、列車の切符の 30%の減免を受けていた。中・重度の障害者はすべて、陸上の水上交通機関を利用する際に 25%の料金減免を受けた。

2015 年 12 月時点で、ベトナムでは低床バスを中心に障害者支援のためのアクセシビリティ機能を取り入れたバスが 323 台ある（全国の 3.5%を占める）。63 の市・省のうち 6 つの市・省がアクセシビリティ基準を満たす車両の割合を規制しているが、国としては規制しておらず、運送会社に国のアクセシビリティ技術基準を満たす車両への投資を奨励している。

交通インフラに関しては、2017 年時点で、ベトナムの総計 457 箇所のバスターミナルのうち 30%が、障害者のアクセスと利用を支援するためのアクセシビリティ機能を備えている。バス停は、視覚障害者、聴覚障害者、会話障害者への支援が進んでいるが、視覚障害者を支援するための触覚舗装が不足している。バス停は改善され、障害者のアクセスや利用に便利になった。予算の制約と、中・重度の障害者の鉄道利用者数の少なさ（年間 1,100 万人

の鉄道利用者のうち、障害者の乗客はわずか 5 千人) から、ベトナムには障害者を支援するためのアクセス可能な車両が 1 両しかない。国内に 16 箇所ある 1 等駅には、待合室と列車へのスロープが設置されている。すべての駅には、正面玄関へのスロープがある。

航空輸送については、ベトナムのすべての航空会社は、障害者の乗客を支援するための特別規則を定めている。ベトナムの航空会社が使用するすべての飛行機は国際基準を満たしており、障害のある乗客を含むすべての乗客にとって利便性の高いものとなっている。ベトナムは、地上及び機内で障害のある乗客を支援するために、エレベーターや車いすなどの専門的な設備に投資している。一部の地方空港を除き、22 の空港のほとんどに車いす利用者のスロープとアクセス可能なトイレが設置されている。2020 年までにベトナムはすべての空港にアクセス可能なトイレを建設する計画を立てている。

ベトナムでは、ICT に関する多くのアクセシビリティ基準が制定されている。以下に例を挙げる。

- ・ 公共インターネットアクセスポイントに関する国家基準：高齢者及び障害者を支援するための技術的要件
- ・ 障害者及び高齢者を支援するための電気通信製品及びサービスに関する国家基準：基本的要件
- ・ 障害者及び高齢者を支援するための電気通信製品及びサービスに関する国家規格：入力信号としてプッシュ信号 (Dual-Tone Multi-Frequency) を使用した対話型サービスの設計に関する指示書
- ・ 障害者及び高齢者を支援するための情報通信技術製品及びサービスに関する国家規格：設計に関する指示書

・ 防災

ベトナムの防災・災害対応法では、障害者は災害弱者とされ、自然災害時の生活・就労支援を優先的に受けることになっている。ベトナムは「2020 年に向けた国家防災・災害対応・減災戦略」の中で、自然災害における社会経済的影響として、「自然災害は、高齢者、障害者、女性、子どもなどの脆弱なグループにも悪影響を及ぼす」ことを明記し、非構造物対策における行動計画の一つとして「災害が発生しやすい地域の子ども、高齢者、障害者の安全を確保するための手順を確立する。」を定めている。自然災害の警報、対応、救助・救援の際には、障害者への配慮がなされている。

また 2021 年度から実施予定の「障害者支援プログラム 2021-2030」では、防災の項目において「防災・減災分野における障害者の支援者、障害者、障害者支援団体のための資料作成と能力強化のための研修の実施」を活動内容に含めている。

災害が発生した場合、政府や地方自治体は、被災者に食料、清潔な水、避難所、救援支援などを迅速に提供するための措置を講じ、義援金や人道支援などの呼びかけや受け入れを行う。被災地の障害者は、救援・支援活動の優先順位の高いグループと考えられている。2012

年以降、ベトナムは複数の国際機関²²と協力して、災害リスク管理において障害者を支援し、自然災害に対処する能力を向上させるための活動を実施した。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績²³

日本政府	【技術協力プロジェクト】 ・ アジア太平洋障害者センター（Asia-Pacific Development Center on Disability: APCD）プロジェクトフェーズ 1（2002～2007）／フェーズ 2（2007～2012） ・ 南部地域医療リハビリテーション強化プロジェクト（2010～2013） ・ 心理リハビリテーションを通じた発達障害児等支援指導者育成事業（2018～2020） 【無償資金協力】 ・ クアンビン省ドンホイ障害児センター宿泊棟建設計画（2010） ・ タインホア省視覚障害者協会教育職業訓練センター整備計画（2010） ・ タイグエン省及びホアビン省の赤十字支部に対する中古障害児用車椅子供与計画（2011） ・ クアンチ省における地雷被害者支援計画（2012） ・ 障害者・孤児・枯葉剤被害者のための養育・職業訓練センター拡充計画（2012） ・ ベトナム北部 3 省の赤十字支部に対する障害児用中古車椅子供与計画（2013） ・ ドンナイ省小学校のインクルージョン教育研修システムの構築事業（2011～2013） ・ トゥイアン障害児リハビリセンター機材整備計画（2014） ・ ベトナム中部点字機器整備計画（2015） ・ 聴力障害者教育研究センター聴力測定器整備計画（2017） ・ ベトナム枯葉剤被害者協会社会保護センター機材整備計画（2017） ・ クアンナム省ヌイタイン郡リハビリテーションセンター拡充計画（2018） ・ ビントゥアン省、アンザン省の小学校のインクルーシブ教育研修システムの構築事業（2017） ・ 障害児用中古車椅子供与によるベトナム4省における障害児の福祉の向上と自立支援事業（2016）
------	---

²² ドイツ、欧州連合（EU）、国際非政府組織（NGO）（Malster International、ADRA）など。

²³ 出所：JICA 障害と開発パンフレット及び他ドナーのウェブサイト記載情報より調査チーム作成

	【草の根技術協力事業】 ・ 知的障害児の就学率向上につながる教育プログラム開発と普及プロジェクト（2008～2013） ・ ベトナムでの足こぎ車いすを利用したリハビリモデル開発及び、リハビリ人材育成プロジェクト（2013～2016） ・ 心理リハビリテーションを通じた発達障害児等支援指導者育成事業（2017～2019） ・ ベトナムの喉摘失声者に対する食道発声教室開設と発声訓練体制の確立（2018） ・ ホーチミンの枯葉剤被害障害者のための職業訓練モデル開発プロジェクト（2018）
他ドナー	【UNPRPD²⁴】 ・ Strengthening the Role of Disabled People's Organizations to Advance Disability Rights in Vietnam（2013～2018） 【World Bank】 ・ Vietnam Quality Improvement of Primary Education for Deaf Children in Vietnam（2019～2021） Vietnam Intergenerational Deaf Education Outreach Project²⁵（2011～2016） 【USAID】 ・ Disabilities Integration of Services and Therapies Network for Capacity and Treatment（2015～2022） ・ Protecting the Rights of Persons with Disabilities（2015～2018） ・ Accessibility for Inclusion（2015～2017） ・ Advancing Medical Care and Rehabilitation Education（2015～2023） ・ Moving Without Limits（2015～2022） ・ Disability Rights Enforcement, Coordination and Therapies（2015～2023） ・ Access for All（2017～2020） ・ Raising Voices, Creating Opportunities（2018～2021） ・ Thrive（2018～2021） ・ Hold My Hand（2018～2021） 【Australia】 ・ Improving Education and Employment Outcomes for the visually impaired（2014） 【German】 ・ Widening participation of people with disabilities in community-based disaster risk management in Vietnam（2016～2018）

²⁴ 障害者の権利促進のための6つの国連機関（The United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities）。ILO（International Labour Organization）、UNICEF、WHO（World Health Organization）、UNDP、UNOHCHR（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights）、UNDESA（The United Nations Department of Economic and Social Affairs）より構成される。

²⁵ 日本社会開発基金（Japan Social Development Fund: JSDF）の資金により実施

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況²⁶

CBR は 1987 年からベトナムで導入され、全国の省で試験的に実施されるようになった。CBR プログラムを実施している省の数は、2006 年の 64 省中 44 省から 2016 年には 63 省²⁷ 中 51 省に拡大している。2012 年から 2015 年の間に、11 の省の 616 のコミュニティがさらに CBR プログラムを実施し、プログラムの対象となるコミュニティの総数は 5,220 コミュニティとなった。主な活動は、ニーズ評価のためのスクリーニング、在宅・施設ベースのリハビリテーション・サービスの提供、障害者のための健康記録の作成などである。

ベトナムでは、「ベトナム戦争中に米国が使用した毒性化学物質の被害者のための CBR プログラム」の第 2 期 (2014～2016 年) を政府資金で実施した。タイビン省、クアンガイ省、ドンナイ省の全地区と、ラオスカイ省、クアンナム省、ベントレー省の数地区で実施された。

MOLISA は、保健省及び多くのパートナーと協力して「CBR ガイドライン」を作成し、MOLISA 管理下の社会保護施設における障害者のリハビリテーションに使用している。2013 年から、MOLISA は一部の省で障害者のための包括的なマルチセクター CBR モデルを試験的に実施し、ベトナム全土の他の市や省へのモデルの拡大を検討している。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

ベトナムは、マラケシュ条約を批准してはいない²⁸ものの、アクセシブル書籍連合体 (Accessible Books Consortium。以下、「ABC」) には参加しており、「サオマイ視覚障害者のための職業訓練・支援技術センター (Sao Mai Vocational and Assistive Technology Center for the Blind)」が認定機関として登録されている²⁹。また、同センターのウェブサイトではアクセス可能な形式の図書を提供している³⁰。ABC による研修や技術支援とオーストラリア政府の資金援助を通じて、同センターはアクセス可能な図書を製作することが可能となった³¹。

政府報告によると、図書館での図書の利用については、視覚障害者は点字や代替形式の図書を利用することができる。ベトナムの図書館システムは、障害者のために特別に設計された 2 つの図書館³²を含む、障害者への支援サービスを提供している。一部の図書館には、障害者が利用しやすい入口、トイレ、エレベーター、障害者用のサービスルームがあり、棚、コンピュータテーブル、車いす利用者が利用しやすい読書台が設置されている。100 以上の機関や組織が、視覚障害者に代替テキストによる図書館情報サービスを提供している。100

²⁶ 政府報告に基づいて記載

²⁷ ハタイ省 (河西省) が 2008 年にハノイ直轄市と合併し吸収されたことにより、63 省となった。

²⁸ 2019 年 10 月 29 日、ベトナム盲人協会はマラケシュ条約の批准を促すための国際ワークショップ「マラケシュ条約批准に向けた啓発ロードマップの開発」を UNDP の支援で開催した。

<https://www.vn.undp.org/content/vietnam/en/home/presscenter/pressreleases/MarrakeshTreaty.html> (参照 2020-12-08)

²⁹ <https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/> (参照 2020-12-08)

³⁰ <http://www.saomaicenter.org/en/library> (参照 2020-12-08)

³¹ https://www.accessiblebooksconsortium.org/news/en/2019/news_0005.html (参照 2020-12-08)

³² 図書館名は不明。

館以上の図書館、盲人協会、学校やセンターが、視覚障害や聴覚障害のある子どもに情報を提供するために支援されている。デジタル図書を制作する 4 つのスタジオが設立されている。

障害者が政府機関のウェブサイトアクセスできるようにするために、情報通信省は、政府機関のサイトは障害者のためのアクセシビリティを確保しなければならないことを規定した通達を出した。また、障害者の ICT へのアクセスと利用を支援するためのアクセシビリティ基準と技術の適用を規定した通達を出した。ベトナムの国営テレビ局は情報通信省の規定に基づき、障害者のためにベトナム語字幕と手話通訳付きの番組を放送している。

ベトナムの著作権および隣接権は、知的財産権法で扱われている。知的財産権法は 2005 年に制定され、2009 年に改定された³³。

ベトナムの現行の著作権法において、著作者は二次的著作物を作製する経済的権利を有する一方、同法第 25 条第 1 項は、「全盲の人のための点字または他言語の文字 (characters of other languages for the blind) への著作物の転写」については、著作者に許可を求めたり報酬を提供したりする必要はないと規定している。この例外は、点字によるアクセス可能な形式の作製の例外を明確に規定しているが、「全盲の人のための他の言語の文字」が何を包含するのかは明確に定義されておらず、音声や大活字のような他のアクセス可能な形式の作製を許可しているようには読めない。さらに、この例外規定は全盲の人にも適用され、その他の視覚障害者や印刷障害のある人は含まれない可能性がある。その結果、現行の例外規定は、マラケシュ条約で規定されているものよりもはるかに狭い内容となっている。同条約を遵守し、その規定を最大限に活用するためには、著作権法第 25 条の本文を改正し、作製される可能性のあるアクセス可能な形式のコピーの受益者と種類の範囲を拡大する必要がある。またこの例外を規定するにあたり、ベトナムの法律は、アクセス可能な形式のコピーの頒布を明示的に規定していない。マラケシュ条約を完全に遵守するためには、法律を明確にして、頒布（条約の文脈では、アクセス可能な形式のコピーのデジタル送信を含む）を許可する必要がある³⁴。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

保健省³⁵によれば、ベトナムでは 2021 年 1 月 19 日時点で新型コロナウイルス感染者は 1,539 人であり、35 人が死亡している。

ベトナム政府が行った対応は以下のとおり³⁶。

³³ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_38.pdf（参照 2020-12-08）

³⁴ UNDP, WBUAP (2018) *Our right to knowledge: Legal reviews for the ratification of the Marrakesh Treaty for persons with print disabilities in Asia and the Pacific*

³⁵ <https://ncov.moh.gov.vn/>（参照 2021-01-19）

³⁶ Quang Van Nguyen, Dung Anh Cao, Son Hong Nghiem (2021) “Spread of COVID-19 and policy responses in Vietnam: An overview”, *International Journal of Infectious Diseases*, Volume 103, 2021, Pages 157-161, ISSN 1201-9712,

<https://doi.org/10.1016/j.ijid.2020.11.154>.（参照 2021-01-19）

- ・ コロナ禍にある国からの国際航空便の規制・到着後 2 週間の隔離（2020 年 4 月 1 日以降はすべての国際便の停止）
- ・ 不要不急の外出禁止
- ・ 2020 年 4 月 1 日から全国的なロックダウン
- ・ 感染経路の追跡
- ・ すべての教育機関（就学前教育機関から高等教育機関まで）の閉鎖
- ・ 祭事や伝統的・文化的行事、スポーツイベントや全国大会等の社会的行事や野外活動のキャンセル
- ・ 感染したコミュニティの隔離と検疫（Community isolation and quarantine）
- ・ 濃厚接触者等の自宅隔離
- ・ 新型コロナウイルスの検査・隔離・治療に伴う経費の負担
- ・ 他人と 2 メートル以上の間隔を空けることやマスクの着用、職場・学校・病院以外で人と会う時は 2 人まで、などの行動に関する国民への指示
- ・ 生活必需品・サービスと関係のないほとんどの商業活動の停止
- ・ 公衆衛生教育キャンペーンの実施 等

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

コロナ禍により収入が著しく減少し、最低限の生活を営むことも困難な状況にある国民に対し、ベトナム政府は 2020 年 4 月 9 日に支援を行う決議を行った。具体的には、コロナ禍により失職し、仕事が見つけられず、十分な生活を営めない労働者、雇用者、自営業者や社会保障政策の受益者である一部のグループが対象となっている³⁷。

2020 年 4 月に国連開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」）によって実施された、コロナ禍において障害者とその家族が直面する保健及び経済社会的な課題に関する緊急調査³⁸（以下、「UNDP による緊急調査」）では、回答者の 16%が食糧支援を受けており、13%が異なる形の経済支援を受けたと回答した。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

UNDP による緊急調査では、82%の障害者とその家族がコロナ禍で健康を守ることへの不安を表明した。特に 70%の回答者が医療ケア（健康診断、医薬品、支援機器、リハビリテーション・サービス）へのアクセスが困難と回答した。25%の回答者がまたマスクと手指消毒液の確保が難しいと回答している。さらに 22%が基礎疾患により、コロナ禍で潜在的な健康リスクが非常に高まっていると回答した。この回答者の 41%が 60 歳以上の高齢者である。24%の回答者は障害認定証を保持しておらず、必要な支援やサービスへのアクセスが制限されている可能性がある。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

UNICEF も日本政府の支援を得て、2020 年 4 月にコロナ禍によるベトナムの子ども達への緊急調査³⁹を実施したものの、調査の緊急性から障害のある子どもたちからの情報収集は数例に留まっており、全体的な影響は不明である。UNICEF はまた、コロナ禍の中で約 1780

³⁷ Resolution No.42/NQ-CP on assistance for people affected by covid-19 pandemic

³⁸ UNDP (2020) *Rapid Assessment of the Socio-Economic Impact of Covid-19 on Persons with Disabilities in Vietnam*

³⁹ UNICEF (2020a) *Rapid assessment on the social and economic impacts of COVID-19 on children and families in Viet Nam*

万人の子ども達（障害のある子ども 7 万 4,193 人を含む）が、ネット回線やテレビを用いた遠隔教育にアクセスできるように支援を行った⁴⁰。その他のレベルの教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響については、本調査実施時点では情報が得られなかった。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

障害者の移動に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

UNDP による緊急調査⁴¹では、回答者の 3 割がコロナ禍を原因として失職している。さらに 49%が、雇用時間が短縮されたと回答した。就労中の回答者のうち、59%が減給となった。3%の回答者のみが次の仕事を積極的に探しており、19%は他の収入源を探している。71%の回答者は季節労働または非正規雇用に従事していたか、非正規の自営業者だったために、政府の社会保障パッケージからの支援の受給資格がないリスクにさらされている。同調査時点で、重度または極端に重度の障害があると認定されている障害者のみが自動的にパッケージを受給できる資格があり、軽度の障害者が取り残されている。政府の支援は全国に拡充されており、より多くの障害者が追って支援を受けられると予想されている。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

保健省はウイルスから身を守る方法や手の洗い方について市民への啓発活動を活発に行っており、UNDP はテレビでのニュースに手話通訳を追加する支援を行っている。上述の UNDP による緊急調査では、障害者の新型コロナウイルスに関する知識レベルは高く、67%の回答者が、一般的な対応やリアルタイムの情報について十分に知識があると感じている。

⁴⁰ UNICEF (2020b) *UNICEF Vietnam Country Office Covid-19 Situation Report No.4*
<https://www.unicef.org/vietnam/stories/minister-education-and-training-phung-xuan-nha-requests-unicefs-support-distance-learning>
 (参照 2020-12-25)

⁴¹ UNDP (2020)

3. 障害関連団体の活動概況

ベトナムの主な障害関連団体は以下のとおり。

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
ベトナム盲人協会 Vietnam Blind Association: VBA	ベトナムで初めて設立された全国的な障害者団体。主な活動内容は、職業訓練、移動訓練、ソフトウェアやその他の支援機器の提供、ピアサポート、視覚障害に関する啓発活動等 ⁴² 。同協会の報告書（2013年度）によると、全国に52の盲人協会があり、会員数は6万6,000人以上（2002年の会員数3万5,000人の約2倍）である ⁴³ 。
ハノイ障害者協会 Hanoi City With Disabilities Association: DP Hanoi	2006年にハノイの障害者の市民団体として、ハノイ人民協議会によって設立された。障害者の権利実現を促進することを使命としている。2017年11月時点で47団体・1万人以上の障害者が加盟している。主な活動は障害者の意識啓発や能力強化、障害に関する一般的な意識啓発、国際協力など ⁴⁴ 。
ベトナム障害者連合 Vietnam Federation on Disability: VFD	2011年に米国の支援で設立された。障害者関連団体のネットワーク構築を目的とし、加盟団体のアドボカシー及びリーダーシップスキルの開発支援を行う ⁴⁵ 。NCDの一員である。
障害者青年協会 Association of Disabled Youth	職業訓練や雇用のための法的・財政的支援の提供やスポーツ・文化イベントを組織する障害者による自助団体である ⁴⁶ 。
ハノイ盲人協会 Hanoi Association of the Blind	ベトナム盲人協会のメンバーで、リハビリテーション活動の実施、研修や職業訓練の提供、雇用促進や障害者のための理解促進などを目的として活動している ⁴⁷ 。

⁴² ILO (2011) *Employment-related-services for persons with disabilities in Vietnam*

⁴³ UNDP, WBUAP (2018)

⁴⁴ <http://dphanoi.org.vn/vi-vn/>（参照 2020-12-08）

⁴⁵ USAID (2013) *Disability Projects Review Assessment and Analysis Report*

⁴⁶ JICA (2002)

⁴⁷ Ibid (2002)

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Humanity & Inclusion Vietnam	1989 年から障害者、負傷者、爆弾や対人地雷等の被害者を支援する活動を開始してきた。また、病院や地域のリハビリテーションチーム（医師、理学療法士、ソーシャルワーカー）、家族、ボランティア、村長などの技術力の向上にも取り組んでいる ⁴⁸ 。具体的な活動内容（2019 年 9 月時点）は、リハビリテーションガイドラインの作成と普及、医学教育の継続、リハビリテーション機材の提供、理学療法士と作業療法士のための教育プログラムの開発、リハビリテーション・サービス管理の強化である ⁴⁹ 。
Vietnam Assistance for the Handicapped (VNAH)	1991 年から活動している米国の非営利団体。障害者やその他の困難な状況にあるベトナム人に対して機動性の回復や社会経済状況の改善の支援を行っている。

⁴⁸ <https://hi.org/en/country/vietnam>（参照 2020-12-08）

⁴⁹ https://hi.org/sn_uploads/federation/country/pdf/201905_Vietnam_Fiche-Pays_Long_EN_1.pdf（参照 2020-12-25）

4. 参考資料

- Government of Vietnam (2007) *National Strategy for Natural Disaster Prevention, Response and Mitigation to 2020*
- Government of Vietnam (2014) *National Review of 20-Year Implementation of the Beijing Platform for Action (BPFA) in Vietnam and the Outcomes of the 23rd Special Session of the General Assembly*
- Government of Vietnam (2018) *CRPD initial State Party's Report submitted by Vietnam*
- Hang M. Le (2013) *Opening the Gates for Children with Disabilities: An Introduction to Inclusive Education in Vietnam*
- ILO (2011) *Employment-related-services for persons with disabilities in Vietnam*
- ILO (2013) *Inclusion of People with Disabilities in Viet Nam*
- National Statistics Office, Government of Vietnam (2016) *National Survey on People with Disabilities 2016*
- UNDP (2020) *Rapid Assessment of the Socio-Economic Impact of Covid-19 on Persons with Disabilities in Vietnam*
- UNDP and WBUAP (2018) *Our right to knowledge: Legal reviews for the ratification of the Marrakesh Treaty for persons with print disabilities in Asia and the Pacific*
- UNICEF (2020a) *Rapid assessment on the social and economic impacts of COVID-19 on children and families in Viet Nam*
- UNICEF (2020b) *UNICEF Vietnam Country Office Covid-19 Situation Report No.4*
- UNICEF, NSO (2018) *Children with Disabilities in Vietnam*
- UNWOMEN and GBVNET (2019) *Independent Report: 25-Year Implementation of Beijing Declaration and Platform for Action in Vietnam, Focusing on Gender-Based Violence from Perspectives of Civil Society Organizations*
- USAID (2013) *Disability Projects Review Assessment and Analysis Report*
- JICA (2002) 『国別障害関連情報：ヴェトナム社会主義共和国』
- JICA (2014) 『ベトナム国社会保障分野情報収集・確認調査ファイナルレポート』
- JICA (2019) 『ベトナム国 障害者のエンパワメント向上を目的としたICT 教育センターの普及・実証事業業務完了報告書』

<ウェブ情報>

- NSO (2019) "Press Release on the Result of the Population and Housing and Population Census 01/4/2019", <https://www.gso.gov.vn/en/events/2019/12/press-release-on-results-of-the-population-and-housing-census-01-4-2019/> (参照2020-12-08)
- JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf (参照 2020-12-12)